

○壮瞥町乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則

昭和48年10月1日

規則第5号

改正 昭和53年12月26日規則第10号

平成3年3月7日規則第2号

平成13年3月29日規則第5号

平成13年8月31日規則第17号

平成14年9月27日規則第26号

平成16年9月17日規則第25号

平成18年9月28日規則第11号

平成20年9月29日規則第18号

平成22年9月1日規則第17号

平成25年7月31日規則第16号

平成28年1月6日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、壮瞥町乳幼児等医療費助成に関する条例(平成6年条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部負担金)

第1条の2 条例第2条第5号の規定による一部負担金は次のとおりとする。

- (1) 受給者が3歳未満(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの期間を含む。)又はその属する世帯員全員が市町村民税非課税者の場合 初診時一部負担金(医科診療に係るときは初診1件につき580円、歯科診療に係るときは初診1件につき510円)
- (2) 上記以外の場合 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療被保険者が同法の規定により負担すべき額(基本利用料及び食事療養標準負担額を除く。)に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、44,400円とし、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第3項の規定にかかわらず12,000円とする。

(一部負担金と基本利用料の合算)

第1条の3 前条第2号の場合であつて受給者が条例第2条第6号に規定する基本利用料を負担した場合には、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。

第2条 削除

(受給資格者の認定申請)

第3条 条例第4条の規定により、認定申請をしようとする者は、様式第1号による乳幼児等医療費受給資格認定申請書及び乳幼児等医療費受給者証交付申請世帯調書(様式第1号の2)に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者たることを証する書類(以下「被保険者証等」という。)
- (2) 条例第3条第3号に規定する保護者(乳幼児等の生計を主として維持する者に限る。)の所得の状況を明らかにする書類
- (3) 第1条の2第1号に規定する者(その属する世帯員全員が市町村民税非課税者に限る。)にあつては、世帯員全員が市町村民税非課税者であることを確認できる書類

2 町長は、前項の規定にかかわらず申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等によつて確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

3 前項の規定により公簿等によつて確認する場合は、様式第2号による福祉医療費所得調査書により行うものとする。

4 町長は、第1項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

(受給資格者の登録及び受給者証の交付)

第4条 町長は、前条の規定により認定したものについて様式第3号の乳幼児等医療費給付登録台帳(以下「登録台帳」という。)に登録し、その区分に応じ、様式第4号の1又は2の乳幼児等医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

2 受給者証をき損又は亡失したときは、様式第5号の乳幼児等医療費受給者証再交付申請書を町長に提出し、再交付を受けなければならない。

3 第1項の受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は7月1日から7月31日までの間とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

(受給資格認定却下通知)

第4条の2 町長は第3条の申請書を受理し内容審査の結果受給者として認定しないことに決定したときは、様式第6号による乳幼児等医療費受給資格認定請求却下通知書により当

該申請者に通知するものとする。

(受給者証の提示)

第5条 受給資格者は、医療を受けるときは、医療機関等に受給者証に被保険者証を添えて提示するものとする。

(附加給付金の徴収)

第5条の2 条例第6条の規定により控除すべき附加給付金は、町長が受給資格者の加入している社会保険各法による被保険者及び組合員(以下「被保険者」という。)から附加給付金の受領に関する委任を受けて、被保険者等の所属している保険者から当該附加給付金の支払いを受けるものとする。

2 町長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に定める方法により支払いを受けることができる。

(助成の申請)

第6条 条例第7条第1項の規定による医療費の助成は、保険医療機関が乳幼児等医療費請求書を町長に提出することにより行うものとする。

2 条例第7条第2項の規定による助成の申請は、様式第7号による乳幼児等医療費助成申請書に医療機関等で発行する領収書を添えて月の初日から末日までの分を毎月15日までに町長に提出しなければならない。

(助成額の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、審査のうえ支払額を決定し、様式第8号による乳幼児等医療費助成金支払通知書により当該申請者に通知する。

(条例第5条に規定する額等)

第7条の2 条例第5条に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は、令第15条第3項(同項第2号に掲げる者については第1号を適用する。)の規定の例による。

(受給資格の喪失及び受給者証の返還)

第8条 受給資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 壮瞥町に住所を有しなくなつたとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 条例第3条のただし書きに該当するに至つたとき。

2 前項の規定に該当するときは、保護者はすみやかに乳幼児等医療費受給資格喪失届(様式第9号)を町長に提出し、受給者証を町長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第9条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、乳幼児等医療費受給資格変更届(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 加入している医療保険に変更があつたとき。
- (2) 住所に変更があつたとき。
- (3) その他申請事項の内容に変更があつたとき。

(補足)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則(昭和53年規則第10号)

この規則は、昭和54年1月1日から施行する。

付 則(平成3年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年規則第5号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、第2条及び第3条の規定は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第17号)

この規則は、平成13年9月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第26号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第25号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第11号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第18号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第17号)

この規則は、平成22年9月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第16号)

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとする。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表 削除

